主 文

本件上告を却下する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

記録によれば、上告人が本件上告を提起したときには、すでにBが固有必要的共同訴訟である本件共有物分割請求につき上告を提起していたことが明らかであるから、本件上告のうち右請求に関する部分は、二重上告である。また、上告人は、本件上告のうちその余の請求に関する部分については、上告の理由を記載した書面を提出しない。

よつて、本件上告を不適法として却下することとし、民訴法三九九条ノ三、三九 九条、二三一条、三七八条、三九六条、三九八条、九五条、八九条に従い、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	島	谷	六	郎
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宜	慶
裁判官	大	橋		進
裁判官	牧		圭	次